

青森県行財政改革大綱に係る情報共有活動の実施状況について

青森県行財政改革大綱の策定に当たっては、県民、市町村、関係団体の行財政改革に対する理解の促進を図るとともに、意見等を得るため、平成20年8月作成の「一次素案」及び平成20年9月作成の「素案」について、全庁をあげての情報共有活動を実施しています。

1 平成20年10月末(は、9月末)現在の実施状況

対象者	活動方法等	実施回数	参加者数	団体数
県民	パブリック・コメントの実施	-	-	-
	県民説明会の開催	7回	421人	-
県議会	各会派に対する説明	9回	46人	10団体
市町村	市長会、町村会への説明等	2回	75人	40団体
	市町村説明会の開催	6回	91人	40団体
	その他各部局による説明	10回	74人	42団体
関係団体	関係団体等に対する説明等	107回	2,161人	484団体
職員	職員組合に対する説明等	1回	20人	6団体
	職員説明会の開催	9回	403人	-
	各部局による所属職員への説明等	45回	921人	-
合計 (延べ)		196回	4,212人	622団体

2 参加者等からいただいた主な意見等

パブリック・コメントによる意見

意見募集期間：平成20年9月24日(水)から10月23日(木)まで

提出者個人数：3人

提出意見数：延べ32件

反映状況：次のとおり

文書修正等	記述済み	実施段階検討	反映困難	その他	合計
-	1件	8件	5件	18件	32件

「文章修正等」・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

「記述済み」・・・既に記述済みのもの。

「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。

「反映困難」・・・反映が困難なもの。

「その他」・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

提出された意見とそれに対する県の考え方：【別紙】のとおり

県民説明会における主な意見等

- ・ 財政構造改革における選択と集中は、徹底するための具体的な方法を県民に示して取り組むべきである。
- ・ 基本計画で6つの地域を県民局が主導することと、行財革大綱で県民局をおおむね3地区に縮小することは矛盾するのではないか。
- ・ フォローアップは、行財革委員会、総合計画審議会双方で行うよりも一本化してはどうか。
- ・ 市町村に事務権限を移譲されても、市町村の方がもたないのではないか。
- ・ 県の行財政改革のしわ寄せが、低所得者にきているのではないか。
- ・ 地元の意見を取り入れて、無駄な財源を使わないように仕事を進めてほしい。
- ・ 国・県・市町村の関係を踏まえた、大局的な行財政ビジョンを示す必要があるのではないか。

県議会における主な意見等

- ・ 指定管理者制度の導入に当たっては、適切な住民サービスが確保されることを念頭に進めるべきである。
- ・ 民間活力の活用に当たっては、受託先の労働者の賃金等、労働条件の確保にも配慮すべきである。
- ・ 地方消費税の充実について、税率引上げによる県民への負担転嫁は避けるべきである。
- ・ 財政運営の圧迫要因は、国から地方への負担転嫁であることが明らかであり、国に対して地方重視の政策に転換するよう求めるべきである。
- ・ 一般行政部門の職員を平成25年までに4000人以下の体制にするということは、現在の職員数は過剰であるのではないか。
- ・ 県職員の人材育成を進める観点から、国からの出向職員を受け入れるべきではないのではないか。
- ・ 6地域県民局をおおむね県内3地区に再編するとしているが、次期青森県基本計画にある6地域別計画の推進との整合性に問題はないのか。
- ・ 職員数の削減が、職員の業務加重や行政サービスの低下につながるのではないか。
- ・ 地域県民局をおおむね県内3地区に再編することが、「地域に密着した地域づくり」の後退につながるのではないか。
- ・ 行財政改革が長きにわたり、県民の停滞感に拍車がかかるのではないか。
- ・ 地域県民局の位置づけは曖昧であり、簡素・効率的で少数精鋭の行政運営という考え方に反している。また、現計画にないものを平成18年度に3カ所、その翌年度には6カ所に設置したものであるが、今度はおおむね3地区に再編するという計画は、矛盾するのではないか。
- ・ 出先機関の行政サービスについては、事務処理の迅速化・効率化を図り、地域づくりを進めるとしながら、地域県民局をおおむね3地区に再編するという計画は、矛盾するのではないか。
- ・ 原子力安全施設検証室の役割は、知事への助言ということであるが、県民全体のための組織とすべきであり、なおかつ、原子力行政関係組織が3部局にわたっているのを統合すべきではないか。

市町村説明会等における主な意見等

- ・観光振興や県産品販売等を民間移行することについて、非常に心配している。
- ・下北地域県民局と下北教育事務所は再編後も存続するべきと訴えたい。
- ・少数精鋭体制について、県民についての危惧、実質的なデメリットはないのか。
- ・教育事務所の集約について、支出を減らしていくことが必須であるとは認識しているが、これまで積み重ねてきた教育力、教員の適正配置を低下させてはいけない。
- ・補助事業の見直しについては、中途半端な補助率の引下げなどによる段階的な撤退ではなく、やる、やらないをはっきりさせて欲しい。

関係団体等への説明における主な意見等

- ・今後も財政再生団体にならないよう、知事を筆頭として行財政改革に取り組んでもらいたい。我々も、もうしばらく耐えなければならない。5年後には希望の花が見えることを期待している。
- ・民間等への委託を進めるにしても、それに必要な予算措置は必ず講じてほしい。
- ・財政的に厳しい状況であり、改革はやむを得ない。これまでこのような事案を県から出向いて説明してくれたことはなかった。
- ・公共事業関係費の3%削減については議論になると思う。事業費の削減がなされてきたので、もうそろそろいいのではないかという雰囲気がある。
- ・教育事務所を再編するにしても、指導主事の訪問は欠かすことができないので、指導主事のより効果的な指導を行ってほしい。また、市町村教育委員会への情報提供が少なくならないよう留意してほしい。
- ・児童生徒数の減等から教育事務所の再編は理解できるが、地理的な面からも、下北にはどのような形で教育事務所を残すべき。
- ・計画の推進に向けて行財政改革は必要である。他人事と考えずに自分がどう関わっていくか実行実践が大事であり、協働が大切。
- ・国・県・市町村がそれぞれ行財政改革をやっているが、まとめて一つになってやるべきではないのか。
- ・現行の行政改革大綱では、他地域にもある中で下北少年自然の家が廃止になる等したが、次期大綱では、下北地域だけがねらい撃ちとなることのないよう配慮してほしい。
- ・市町村への権限移譲については、法律にあるものだけにする等、バランスをとってほしい。へたによこされても市町村が持て余してしまう。
- ・地域県民局が地域づくりの場となっており、本庁から遠いこともあるので、下北地域県民局は是非残すべき。

パブリック・コメントで提出された意見とそれに対する県の考え方

	提出された意見	県の考え方
1	「県庁改革」 成果重視型の行政経営だけではなく、課題の先送りをしない責任の所在が明確な行政経営を行うべきである。	<p>課題を先送りしないことについては、職員のスピード感といった経営感覚を磨くなどの意識改革に含めて考えています。</p> <p>また、成果重視型の行政経営とは、「何をやっているのかではなく、県民にどんな効果をもたらしているのか」という視点からの行政経営であり、この推進のためには、自ずと責任の所在の明確化も不可欠であり、その前提事項として織り込んでいるものです。</p> <p style="text-align: right;">【記述済み】</p>
2	「人員体制等の見直し」 県職員OBの採用を禁止すべきである。	<p>公社等の職員の採用については、公社等が判断すべき問題であり、県が一律にその方針を決定することはできないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【反映困難】</p>
3	「職員数の適正化」 青森県は青森県内における最大の就職先であり、景気の悪いときこそ率先して雇用の確保を行うべきである。また、有能な人材の県外流出を防ぐためにも、年代毎で偏りのない新規採用をしていく必要がある。	<p>厳しい財政環境の下にあって、県政の抱える重要課題に的確かつ機敏に対応するとともに、自主自立の青森県づくりを着実に進めていくためには、これを支える行財政基盤の確立を含めた行政運営システムを、より一層、簡素で効率的かつ効果的なものにしていく必要があることから、平成25年4月1日までに4,000人以下の体制を実現するという定員適正化目標を設定して、積極的に定員適正化を進めることとしています。新規採用者数については、各年度の退職者数の状況等により変動することから、どの程度の規模になるかは、一概には言えないところですが、年代毎の職員数バランスにも十分配慮し、優秀な新採用職員の確保に努めます。</p> <p style="text-align: right;">【実施段階検討】</p>

	提出された意見	県の考え方
4	<p>「人材の育成」 職員の有効活用や県民ニーズを的確に把握するために民間企業への派遣を行うべきである。</p>	<p>県ではこれまで、民間企業での実務体験を通じて職員の意識改革を図り、県行政に反映させることを目的として、昭和63年度から平成16年度までの間に62名の若手職員を民間企業に派遣して実務体験をさせてきました。</p> <p>この研修については、派遣職員が相当数に上り、庁内の各所属で成果を生かしながら業務に取り組んでいることから、所期の目的は達成したと考えられること、さらには大幅な定員調整過程の中で、仕事の仕方が大きく変動していること等の事情を勘案して取りやめたものです。</p> <p>その後、県が直面する喫緊の課題の打開に向け、民間企業の有するノウハウ等を職員に習得させることが極めて有効と判断された場合には、研修目的を特定して民間企業派遣を実施するところであり、現在は企業誘致に向けた人的ネットワークの構築等を目的として、自動車関連企業及び液晶関連企業に合計4名の職員を派遣しています。</p> <p>職員の民間企業への派遣については、素案に掲げる「業務に必要な能力・専門性の向上に資する研修」の一環として、引き続き、その有効性を十分に検討しながら対応していきます。</p> <p style="text-align: right;">【実施段階検討】</p>
5	<p>「意識改革の徹底」 県民の真に必要なとする行政ニーズを的確に把握し予算化するために、財政課の名称を予算調整課（カウンターパートナーは政策調整課）に変更するべきである。そうすることによって、県庁内のトップランナーである財政課のエリート意識が改革され全庁的な効果が期待できる。</p>	<p>県の組織・機構については、県民ニーズに的確に対応していく観点に立ち、時代の変化に柔軟に対応し、限られた行政資源で最大の行政効果を発現していくため、より簡素で効率的かつ効果的な行政執行体制の構築を図ることとしており、この際、県民への分かりやすさについても考慮しながらその見直しを行っており、御提案の財政課については、本県の財政を担う組織であることから、これを言い表した現行の名称としています。</p> <p style="text-align: right;">【反映困難】</p>
6	<p>「各部局相互の連携の拡大」 各部局の相互の連携を図ることが、掛け声で終わらないようにするために予算に反映させる必要がある。 縦割り行政の問題は、県だけの問題ではなく国の問題でもあり、予算に反映させない限り行政資源を効果的かつ効率的に活用することは難しい。</p>	<p>県では、これまでも各部局の相互の連携を図るため、組織体制の整備、職員・財源の有効活用により、効率的かつ効果的な事務処理に努めてきたところであり、素案においても、引き続き、各部局の相互の連携を図ることにより、財源を含めた行政資源を効果的かつ効率的に活用していくこととしています。</p> <p>なお、予算への反映については、引き続き、重点予算枠の活用等を通じて、毎年度の予算編成過程の中で、更なる部局間の政策連携の促進を図っていくこととしています。</p> <p style="text-align: right;">【実施段階検討】</p>

	提出された意見	県の考え方
7	<p>「事務処理の効率化」 県単独ではなく、市町村と連動したシステム統合等のITを活用し、更なる事務処理の効率化を図るべきである。</p>	<p>市町村と連携したITの活用による事務処理の効率化については、平成19年度から県内市町村と共同で電子申請・届出システムの運用を開始したところです。更なる事務処理の効率化については、同システムの活用も含め、業務プロセスの見直し等により、引き続き推進していくこととしています。</p> <p style="text-align: right;">【実施段階検討】</p>
8	<p>「財政健全化の目標等」 県だけが健全であっても意味がない。社会とのバランスを考え青森県内全体のバランスシートを健全化する必要がある。</p>	<p>財政構造改革では、収支が均衡する持続可能な財政構造の確立という財政健全化目標の実現に向けて取り組むこととしていますが、一方では、県民生活や県経済への影響、さらには次期青森県基本計画に基づく諸施策を推進するための重点事業等の財源確保などに配慮しながら、段階的に進めていくこととしています。</p> <p style="text-align: right;">【実施段階検討】</p>
9	<p>「公会計整備等の推進」 県が青森県信用保証協会の焦げ付きに対し補助金を出した場合、財政指標に反映されない。このような隠れたリスクを公表すべきである。</p>	<p>「地方公共団体財政健全化法」に基づく健全化判断比率の公表については、旧来の財政再建制度が普通会計だけを対象としていたため、下水道や病院などの公営企業会計の経営悪化や、公社や出資法人、第三セクターなどに対する債務保証等が財政指標に直接反映されないことなど、近年の地方財政がカバーしている行政分野や内容などの変化に対応するために見直しが行われたものです。この法律に基づく健全化判断比率を公表することによって、従来財政指標に反映されない地方公共団体のリスク要因を含めた財政状況が公表されることとなります。</p> <p style="text-align: right;">【その他】</p>
10	<p>副知事の公用車廃止 改革にかける副知事の不退転の気持ちを具体的に示すものとして、副知事の専用公用車廃止を提案する。自宅と県庁間のタクシー利用から始めてはどうか。</p>	<p>副知事は知事を補佐する立場にあり、知事が出席できない行事への出席や担当部局に係る業務など相当な業務を抱えています。また、突発的に県内各地を長時間移動しなければならない場合も少なくありません。</p> <p>よって、共用の公用車では対応できず、タクシーでは経済的に割高となってしまいます。さらに、知事同様セキュリティー上の問題もあることから、現体制では専用の公用車で対応することが最も妥当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【反映困難】</p>

	提出された意見	県の考え方
11	<p>役職等の見直し 部長級ポストの総数を東北5県並みに削減 地域県民局の地域連携部長を除く部長を総括課長級に統一して、組織のスリム化を徹底 行政改革・危機管理監、原子力施設安全検証室長、新幹線開業調整監などを廃止 行政改革を専管する部長ポストは他県にはあまり見当たらないこと、また総務部長との二元化は好ましくないことから、行財政改革推進は総務部長の専管として扱うべき 危機管理監は総務部危機管理局長とし、庁内における食やウイルスなどの危機管理を一元化する危機管理企画課（新設・仮称）と防災消防課、原子力施設安全検証室などを所管</p>	<p>素案の「 県庁改革 1少数精鋭体制の推進 (1)組織の簡素・効率化」のとおり、県の組織・機構につきましては、県民ニーズに的確に対応していく観点に立ち、時代の変化に柔軟に対応し、限られた行政資源で最大の行政効果を発現していくため、より簡素で効率的かつ効果的な行政執行体制の構築を図ることとしており、職制等についても、より一層簡素で効率的かつ機動的な業務執行体制の構築を図る観点からの見直しを行うこととしています。</p> <p>具体的見直しに当たっては、このような基本的な考え方に基づき、適時・適切に取り組むこととしています。</p> <p style="text-align: right;">【実施段階検討】</p>
12	<p>地域県民局の位置づけは曖昧であり、簡素・効率的で少数精鋭の行政運営という考え方に反している。また、現計画にないものを平成18年度に3カ所に、その翌年度には6カ所に設置したものであるが、今度はおおむね3地区に再編するという朝令暮改的な対応では、行財政改革計画及び県行政に対する県民の信頼を失うこととなることから、全て廃止すべきである。</p>	<p>県の出先機関については、平成16年度に策定した第4次行政改革大綱において、県内6地区又は7地区に配置していた県税事務所等について、おおむね10年以内に県内3地区に配置するよう再編することとし、その検討を進めてきたところです。一方、平成18年4月には、市町村等との連絡・連携を一層密にしながら、ともに地域づくりを進めるための取組として、総合的な出先機関である地域県民局を設置することとしたところです。この際、総合的な出先機関そのものが、本県においてはこれまでにない初めての取組でもあることから、試行的に、まず、県内3地域に設置し、その取組状況を踏まえ、平成19年4月には、当初設置していなかった地域にもそれぞれ地域県民局を設置し、県内全域をカバーすることとしたところです。</p> <p>地域県民局については、これまでの第4次行政改革大綱における出先機関についての基本的な考え方に変わりなく、行財政改革大綱素案においても、より簡素で効率的・効果的な行政執行体制の構築を図るため、おおむね県内3地区への再編を検討することとしたところであり、その検討に当たっては、行政サービスの維持確保を図りつつ住民の利便性に配慮しながら見直しを行っていきます。</p> <p style="text-align: right;">【反映困難】</p>
13	<p>仮りに設置するなら3県民局の設置場所、担当地域、及び役割を明確にし、局長に人事権、予算編成、執行権も与え、庁議メンバーとすべきである。</p>	<p>地域県民局の再編の検討に当たっては、地理的状況や社会的・経済的な状況などを総合的に勘案し、行政サービスの維持確保を図りつつ住民の利便性に配慮しながら、また、地域県民局の機能を十分に発揮させるため局長がその役割をより機動的に果たせるよう、必要な見直しを行っていきます。</p> <p style="text-align: right;">【実施段階検討】</p>

	提出された意見	県の考え方
14	原子力施設安全検証室の役割は、知事への助言ということであるが、県民全体のための組織とすべき。	<p>原子力施設安全検証室については、県民の安全・安心に重点を置いた対応をする観点から、常日ごろから情報収集に努め、原子力施設に係るさまざまな判断をする際に、県議会や市町村長、青森県原子力政策懇話会等の御意見などを第三者的な立場で全体的な観点から分析し、その結果について知事に報告し、知事の政策判断をサポートしており、原子力行政における県民の安全と安心を確保するための重要な役割を担っていると考えています。</p> <p style="text-align: right;">【その他】</p>
15	原子力行政関係組織が3部局にわたっているのを統合すべき。	<p>原子力行政に関する県の組織体制については、県民の安全の確保と原子力施設の立地による地域振興を並行して進める観点から、組織の簡素・効率化に努めつつも、県民の安全確保に万全を期しながら適切な推進を図っていくということから、現行の執行体制としているところです。</p> <p style="text-align: right;">【その他】</p>
16	公共事業の実施について、国直轄事業も含めて、その必要性、適時性を評価する方法をもっと実効性のあるものに再検討すべき。	<p>県が実施主体となる公共事業の評価については、平成10年度に再評価制度、平成15年度に事前・継続評価制度を導入しているところですが、これらの評価に当たっては、事業の必要性、適時性等の視点を含めた総合評価を行っています。</p> <p>また、平成18年度からは公共事業の事後評価制度の導入を視野に入れた試行を行い、公共事業評価制度の体系的整備を進めることとしています。</p> <p>このため、学識経験者から成る「青森県公共事業評価システム検討委員会」を平成18年度に設置し、専門家の意見を踏まえながら、評価制度に係る諸課題について総合的な検討を行い、本県における公共事業評価システムの構築を図ることとしています。</p> <p>なお、国直轄事業については、実施主体である国において、新規事業採択時評価、再評価等が行われていることから、県において重ねて評価を行うことは考えていません。</p> <p style="text-align: right;">【その他】</p>

	提出された意見	県の考え方
17	青森市の駒込ダム建設計画と青森市安方の中央埠頭埋立て計画は止めるべき。	<p>青森市を貫流する堤川では、昭和48年8月、台風9号による氾濫により浸水家屋8千戸を超える大水害が起っています。</p> <p>この水害が契機となり、安心して生活できる環境を実現すべく、青森市街地の流域重要度等から、堤川全流域に100年に1回降るであろうと想定される雨が降った時でも洪水を安全に流下させる治水計画が立案されました。</p> <p>この計画では、下湯ダム、駒込ダム、横内川多目的遊水地及び河道改修により、流域全体の安全度を高めることとしています。</p> <p>これまで、段階的に整備を進め、河道改修を行うとともに、昭和63年度に下湯ダム、平成15年度に横内川多目的遊水地を完成させています。</p> <p>現状の治水安全度は、計画の3割程度を確保していますが、十分な安全度とは言えず、昨今の集中豪雨が頻発する中においては、駒込ダムの整備が不可欠と考えています。</p> <p>青森港新中央ふ頭は、港湾を通じ国内外の様々な人的・経済的交流活動を推進し、港湾利用の高度化を図ることを目的とし、大型旅客船による旅客需要の増大に対応する多目的岸壁として整備が進められています。</p> <p>また、「青森県地域防災計画」において、大規模震災時における緊急物資等の海上輸送基地としての拠点に位置づけられ、防災機能の強化が図られています。</p> <p>新中央ふ頭は、これまでに北防波堤及び、旅客船専用バースである耐震強化岸壁の整備を終え、平成19年度末現在の全体事業に対する進捗率は90.8%となっています。</p> <p>当事業については、平成17年度に公共事業再評価審議委員会により、その継続等について審議され、災害に強い街づくりの実現、また人的・経済的交流活動拠点の創出に大きく寄与することから、事業継続という審議結果を得ています。</p> <p>県としては、今後も、災害に強い街づくりの実現、また交流活動拠点の創出に寄与するため、新中央ふ頭の整備促進に鋭意努めます。</p> <p style="text-align: right;">【その他】</p>
18	同一人物が県の複数以上の審議会等の委員に委託され、県が平成8年12月1日に定めた「附属機関等の管理に関する要綱」が形骸化しているので、厳正に行うべきだ。	<p>県行政に対する県民の意見の反映や専門的な知識の導入、あるいは県行政の公正の確保などといった附属機関等に求められる役割が十分に発揮されるためには、県としても、幅広い分野や年齢層から委員を選任する必要があるものと考えます。</p> <p>このため、県では、「附属機関等の管理に関する要綱」を定め、これにより附属機関等の委員への重複任命につきましては、原則として3以内の機関に制限することとしているところであり、今後とも、重複任命の制限の趣旨の周知を図りつつ、附属機関等のより一層適切な管理運営を図っていきます。</p> <p style="text-align: right;">【その他】</p>

	提出された意見	県の考え方
19	<p>県民に期待、信頼される県庁組織のあるべき姿を具体的に示すべきである。</p> <p>本庁、出先機関の課名がクルクル変わり、今後の本庁と出先の役割分担も曖昧で、県民局設置区域を曖昧にし、本庁の組織、課名も曖昧にしたままでは、県民の信頼を得られない。</p>	<p>近年、県行政を取り巻く環境の変化が著しいことから、様々な課題に対して、より迅速かつ積極的な取組を進める必要があると考えています。</p> <p>このため、県の組織・機構については、県民への分かりやすさについても考慮しつつ、県民ニーズやその時々々の行政課題に的確に対応できるよう、十分に検討を行いながら適時・適切に見直しを行ってきたところであり、今後とも、時代の変化に柔軟に対応し、限られた行政資源で最大の行政効果を発現する、より簡素で効率的・効果的な行政執行体制の構築を図るため、必要な見直しを行っていきます。</p> <p style="text-align: right;">【その他】</p>
20	<p>教育施設の維持管理について、指定管理者制度の導入を他県を参考に検討とあるのは、誤解を招くことになるので、全面的に削除すべきである。</p>	<p>他県において指定管理者制度の導入事例がある公の施設については、同制度導入後の課題や効果等を見極めながら検討することとしています。あくまでも施設の最適な管理運営方策を検討することを目的としているものです。</p> <p style="text-align: right;">【反映困難】</p>
21	<p>現行革大綱で進められている指定管理者制度及び独法人化移行の成果と問題点を客観的に県民に示すべきである。</p>	<p>既に指定管理者制度を導入している公の施設については、管理運営状況のモニタリングを通じて問題点等を把握し、さらなるサービスの向上と適正な管理運営を推進することとしています。</p> <p>また、地方独立行政法人については、地方独立行政法人評価委員会における実績評価等を通じて、客観的な評価が行われ、その評価を県民の皆様にも示していくこととしています。</p> <p style="text-align: right;">【実施段階検討】</p>
22	<p>旧青年の家はまだ十分利用できるのに廃止されたまま空き家となっている。</p> <p>県有財産の利・活用の点から問題で、再度教育施設として早期に利用すべきである。</p>	<p>旧青年の家は、廃止に当たり地元市の利用希望もなかったことから、民間の利活用の公募を行った上で平成18年10月に売却に着手しました。今後も積極的な売却促進などに取り組みます。</p> <p style="text-align: right;">【その他】</p>
23	<p>同様にまだ利用できる建物、土地でありながら未、利・活用の県有財産については、早期に広く県民、地元市町村の意向を確認し、利・活用をはかるべきである。</p>	<p>県が利用しない施設については、所在市町村等での公益的活用や地域振興等を目的とした活用について配慮した上で、これらが見込めない場合一般競争入札により売却することを基本としています。</p> <p>売却に当たっては、購入者による建物活用の可能性から建物付での売却を基本とし、県民に対しての積極的な情報提供を行っています。</p> <p style="text-align: right;">【その他】</p>

	提出された意見	県の考え方
24	県財政悪化の主たる原因は、前木村知事時代の行・財政運営に問題があったことは明白で、そのことを具体的に分かり易く記述すべきである。	県がこれまで実施してきた各種政策の展開については、本県発展の基盤となる社会資本の充実や地域の活性化、景気の下支えのためにそれぞれ一定の効果があったものと認識しております。特に公共投資については、県債発行による公債費の負担増加等が財政を圧迫してきたことも事実であります。当時の経済状況の下で、歳入確保が困難であった上に、投資規模の拡大による景気浮揚を期待する声があった中では、その判断に様々な見方があり、一概に責任を論ずることは難しいと考えています。
25	これまで多大な県費や県行政エネルギーを投入したにもかかわらず、失敗した政策及び計画倒れに終わった計画等に投じられた財政負担や人的資源の実態について記述すべきである。	また、平成15年度に策定した財政改革プランにおいては、投資的経費全体を段階的に削減するなどの取組により、財政健全化に向けた道筋を一旦は示したところですが、本県財政が持続可能な財政構造の確立に向けて未だ道半ばを強いられているのは、素案資料2の「4 財政運営の圧迫要因」に掲げるような、平成16年度以降の地方交付税の大幅削減や社会保障関係費などの国から地方への負担転嫁であり、こうした厳しい財政状況は本県だけの問題ではなく、多くの地方公共団体に共通する課題となっています。
26	併せて、それらの政策等が失敗した原因を明らかにし、今後の行・財政運営の参考にすべきである。	今後の行財政運営を考えるに当たっては、これらを踏まえ、県民生活の向上に意を用いながら、必要性、妥当性、有効性、公平性、緊急性等の視点により、不断の見直しを行う必要があると考えており、限りある財源を効果的・重点的に配分するために「施策の選択と集中の強化」を素案に掲げたところです。 【その他】
27	政策決定過程に、より多くの県民参加を確保する仕組みを増やし、充実をはかるべきである。	県民の多様な意見を県行政に反映させるとともに、政策決定過程における公正と透明性の向上を図るため、パブリック・コメント制度を実施しているほか、各行政分野の政策決定過程において、独自に第三者委員会を設置するなど、県民参画型の行政の推進に努めています。 【その他】
28	タテ割行政の問題点が依然として解決されてないので、この解決をはかるべきである。(子供の問題、原子力、環境、健康、雇用等々)	県では、これまでも各部局の相互の連携を図るため、組織体制の整備、職員・財源の有効活用により、効率的かつ効果的な事務処理に努めてきたところであり、今後とも、各部局の相互の連携を図ることにより、行政資源を効果的かつ効率的に活用していきたいと考えています。 【その他】
29	各課、各分野毎に計画が作られているが、計画倒れに終わっているものも多く、計画のための計画づくりは止めるべきである。	今後の県の政策及び施策の基本的な方向性については、次期青森県基本計画に示されることとなり、各分野毎に計画を策定する際にも次期基本計画が基本となります。 各分野毎の計画策定に当たっては、県の業務の重点化を推進する観点から、県の果たすべき役割を踏まえ検討を進めます。 【その他】

	提出された意見	県の考え方
30	県民から信頼され、期待される県行政及び県庁組織と県職員像を先ず明確にし、それを実現するためのプログラムを示すべきだ。	県では、これまでも平成16年度に策定した第4次行政改革大綱の方針に基づき、組織の簡素・効率化や職員の能力向上と意識改革に取り組んできたところであり、今後とも、現在お示ししている行財政改革大綱(素案)の基本的考え方に基づき、改革に取り組んでいきたいと考えています。 【その他】
31	原子力行政は、県の自主性、自立性、主体性が全くない。現状で県ができること、やるべきことが多くあるのにそれさえやらないのは改めるべきである。 (国、事業者に疑問点を質し、あるいは改善を求め、県民に分かり易く県として説明すること等)	国、市町村、民間との役割分担を踏まえつつ、県民の安全・安心を第一義に、県の果たすべき役割を今後も担っていくこととしています。 【その他】
32	原子力推進政策、エネルギー政策、イーター誘致活動等の重要政策が必要かどうかを、県民に意見を聞いて決めるべきである。 併せて、その事業への行・財政投資見込み及び期待される効果、見込みも分かり易く説明すべきである。	今後の県の重要政策については、次期基本計画に基づき推進することとしています。 その推進に当たっては、県の果たすべき役割を踏まえ、県の施策・事業の選択と集中を徹底していくこととしています。 【その他】